第52回山梨県環境保全審議会(平成30年8月1日開催)

審議事項(1)資料

第2次山梨県環境基本計画の中間見直しについて

森林環境総務課

第2次山梨県環境基本計画の中間見直しについて

1 環境基本計画について

- ・県では、県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である第2次山梨県環境基本計画を平成26年3月に策定、環境保全の取組を進めてきた。本計画は、平成26年度か6平成35年度までの10年間を計画期間としている。
- ・これまで、環境指標の達成状況について毎年度公表し、進捗評価を行っているが、計画の中間期である平成30年度にあたって、社会状況の変化等に対応するため、現行 計画の見直しを行う。

2 国際情勢

- (1) 国連において持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」を採択(H27年9月)
 - ・経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な 社会を目指す
- ・2030年までに達成すべき17ゴール(目標)と169ターゲットを掲げる
- (2) COP21において「パリ協定」を採択(H27年12月)
- ・世界共通の長期目標として産業革命前からの温度上昇を2 未満に設定 (1.5 を努力目標)
- ・途上国を含む全ての主要排出国が対象

3 国の状況

環境省「第五次環境基本計画」の策定(H30年4月)

·SDGS、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGsの考え方も活用しながら分野横断的な6つの重点戦略を設定

4 第2次環境基本計画策定後の関連計画の状況

·ダイナミックやまなし総合計画(H27)

主な新規計画等

- · やまなし森林·林業振興ビジョン(H27)
- ·第3次山梨県廃棄物総合計画(H27)
- ·第12次鳥獣保護管理事業計画(H28)
- ·山梨県地球温暖化対策実行計画(H28) など

5 中間見直しの基本的考え方(案)

中間見直しであることから、基本目標や4つの目指すべき将来像は踏襲しつつ、国際情勢や国計画等の考え方を取り入れ、施策の展開等に反映

基本目標や目指すべき4つの将来像は踏襲

- ・基本目標「県民の環で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」
- ・4つの目指すべき将来像「環境負荷の少ない循環型の地域社会」

「安全・安心で快適な生活環境」

「生物多様性に富んだ自然共生社会」

「地球環境の保全に貢献する地域社会」

環境省「第五次環境基本計画」を反映した新規施策等を追加

- ・施策の展開(第5章・第6章)部分に環境省「第五次環境基本計画」を 反映した新規施策等を追加
- 例) ・生物多様性地域戦略 ~ 生物多様性の確保・自然共生
 - ·ICTの活用 ~ 持続可能性を支える技術の開発·普及
 - ・水循環(育水)~地域資源を活用した持続可能な地域づくり

持続可能な開発目標(SDGs)の考え方の活用

・環境基本計画に記載する施策がSDGsのどのゴール(17)に貢献できるのか整理、明示 など

関連計画の状況を反映した見直し

環境基本計画策定後の関連計画の策定・改廃を反映した見直しを行う

上記変更に伴う環境指標の見直し

上記の変更を踏まえ、環境指標(項目・目標値等)の見直しを行う

6 第2次山梨県環境基本計画中間見直しスケジュール(案)

平成30年度	内 容	備考
8月	○第 52 回県環境保全審議会での審議 ・第 2 次山梨県環境基本計画中間 見直しについて	
9月	兄旦しにりいて	
1 0月		
1 1月	○第 53 回県環境保全審議会での審議 ・中間見直し計画素案の提示 ○庁議 ・中間見直し計画素案のパブリック コメント実施に係る協議	環境基本計画に係る環境指標 (H29年度末時点)公表予定
	○パブリックコメント実施 ・中間見直し計画素案に対する	3 0 日間実施
1 2月	パブリックコメント募集	
1月		
2月		
3月	○第 54 回県環境保全審議会での審議 ・中間見直し計画案の審議 ○健やか・快適環境創造本部 ・中間見直し計画案の決定、 パブリックコメント結果の公表	